



トピックス…①

生乳計画生産対策など

平成24年度事業計画を決定

本会議はコープビル（東京）において、第319回理事会（2月10日）、第320回理事会並びに第50回通常総会（3月7日）を開催し、昨年12月開催の第318回理事会で決定した基本方針に基づき、平成24年度事業計画等を協議し決定した。

1. 平成24年度生乳計画生産対策

東日本大震災や2年連続の猛暑の影響等により予想以上に回復が遅れていた生乳生産は、平成23年9月以降回復傾向に向かいつつあるものの、生乳市場をめぐる環境の変化や酪農政策の方向性への不安感などが、酪農家の経営意欲の減退につながる状況にある。他方、バター・脱脂粉乳といった乳製品の需給は、引き続きひっ迫傾向で推移することが見込まれており、国産乳製品の需要を喪失しないためには、原料乳を安定的に供給できる体制を構築することが喫緊の課題となっている。

以上のような状況を踏まえて、昨年12月に開催された第318回理事会において、更なる国内生産基盤の脆弱化を招かないよう、生産者が意欲を持ち、中期的な経営計画に基づく安定的な生乳生産に取り組める環境整備を図るため、平成24年度以降の生乳計画生産対策について、今後3年間は前年度実績以上の目標数量の配分を行う中期計画生産に転換することを決定した。平成24年度生乳計画生産対策における各生産枠の概要は以下の通りである。

（1）供給目標数量の設定

この基本方針に基づき、平成24年度生乳計画生産対策の供給目標数量は、Jミルクの生乳需給予測におけるバターベースの需要量（チーズ向けを除く）を基本に、国内の乳製品需給の安定を図る観点、生産者による牛乳消費喚起対策や牛乳等向け・液状乳製品向け生乳の販売努力を通じて期待される成果などを加味した数量にインサイダー率を乗じて算出した。

（2）販売基準数量の設定

供給目標数量のうち販売基準数量は、平成23年度受託実績数量に新規就農枠（2.5千トン）を加算した数量を設定した。各指定団体の販売基準数量は、平成23年度生乳計画生産実績を確定させた後、5月21日までに配分する。なお、各指定団体の受託実績数量には、平成23年度生乳計画生産対策において早期（9月末まで）に返還された供給目標数量の3分の1相当量、及び災害等により平成23年度に影響を受けた数量を加算する。

（3）特別調整乳数量の設定

特別調整乳数量は、供給目標数量と販売基準数量の差として設定され、その配分条件の違いによって2分されている。「特別調整乳数量A」は、特定乳製品向け取引への安定供給を実施することを前提に、希望する指定団体に配分する。「特別調整乳数量B」は、生乳需給が緩和し生乳流通に混乱が生じた場合、及び乳製品在庫が著しく増加し次年度生乳計画生産対策に悪影響を及ぼすことが見込まれる場合に、過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分する。

（4）選択的拡大生産数量の設定

さらに、生乳生産量の安定的な確保を期待する地域や経営の発展等を図る観点から、生産枠の拡大を希望する指定団体に対して、チーズ・全乳哺育向け及び通常の国内生乳市場と区分した新たな生乳需要を計画的に創出する数量で、実績の確認ができる数量を選択的拡大生産数量として配分する。なお、選択的拡大生産数量の配分を希望する指定団体は、5月末までに本会議に申請する。

2. 今後の本会議事業の基本的な考え方

平成22年6月開催の第307回理事会における決議を受け、本会議は酪農の全国組織として、わが国酪農が直面している中長期的課題の解決に貢献するため、事業・組織のあり方を検討してきた。こうしたなか、平成23年度は、中央団体に対する国等の補助事業及び中央団体を通じた補助金が廃止される見通しから、生産振興課を廃止し、管理課、業務推進課、酪農理解対策室の2課1室体制に業務を再編した。

平成24年度以降の事業見直しは、東日本大震災発生や福島第2原子力発電所事故への対応などで遅れたが、9月より、内部に管理職を中心とするプロジェクトチームを設置し、指定団体・全国連実務責任者の有識者から助言を得て、事務局案の検討を開始した。今回の見直しは、現行の事業の枠組みにとらわれない抜本的な改革を目指す観点から、事業内容の重点化と透明性の確保を図り、将来の組織の方向性を踏まえた事業・収支構造に道筋をつけることを目的と

している。

将来の本会議のあり方を考える観点から、現段階で議論の対象としている事業内容は、

①生産構造の把握を基礎とした現場の意向の的確な政策等への反映、

②生乳流通に係る全国協調的な取り組みの推進、

③放射性物質等を含め安全安心に対する生産者団体の統一的な取り組みの推進、

④地域と一体的に推進する生産者組織の国産生乳需要拡大の取り組み

⑤酪農セクターの中央団体として機能統合・再編への働きかけ、

等である。

しかし、当面は特例民法法人として現行の枠組みで事業を実施せざるを得ないこと、平成24年度末に期限が定められている新法人への移行手続きを確実に完了させる必要があること、酪農産業をめぐる喫緊の課題への対応を優先することが重要であること等から、次のような諸課題への対応に配慮し、平成24年度事業計画を策定することとなった。

①既存事業（平成23年度までの事業）について、事業内容を見直し・重点化を図りつつ、着実に事業を実施し、管理費の削減などに可能な範囲で取り組む。

②国産生乳需要定着化対策において、放射能問題に係る生産者団体としての統一的な消費者・マスコミへのコミュニケーション対応と関係指定団体の取り組み支援を重点事業に位置付ける。

③平成24年度の予算編成にあたっては、あらゆる費目において節減に努め、より効果的な事業展開を徹底するものとし、国及びJRAなどの一般公募事業について直接応募するとともに、畜産関係団体等の協力を得るなどして、これを事業予算に取り込む。

④新法人への移行について、平成25年4月1日登記を目指し、作業（8月認可申請予定）を完了する。なお、24年度取支予算については、新法人への移行に必要な公益目的計画の策定を踏まえた編成を行う。

⑤本会議のあり方については、国の指導も得ながら、新たな酪農施策や指定団体制度をめぐる動向、他の中央団体との事業調整を踏まえつつ、抜本的な改革も視野に入れ、平成24年度内に将来の組織の方向性に道筋をつけるよう検討し、結論を得るものとする。

3. 平成24年度事業実施内容の概要

第308回並びに第309回理事会の結果を踏まえ、第50回通常総会において平成24年度事業計画等を協議し、以下のとおり決定した。

(1) 酪農産業基盤・生乳受託販売安定化対策

酪農をめぐる環境が大きく変化している中で生産基盤の脆弱化が進行していることを踏まえ、酪農専門全国組織として、酪農生産現場の課題について調査・検討し、今後の酪農政策・制度のあり方について方向性を提示するとともに、全国要請組織と連携した要請・献策活動を実施する。

また、酪農経営の実態、市場や各種規制の動向、乳成分取引も含めた生乳取引上の課題などを検討し、指定団体による円滑な生乳受託販売への支援を行う。

(2) 生乳計画生産・需給調整対策

平成24年度生乳計画生産対策の概要は前述のとおりであるが、用途別販売実績、指定団体別旬別乳量、需給をめぐる情勢などの生乳需給に関連した情報の提供を強化する。

(3) 生乳の総合的な品質・流通管理対策

指定団体の受託販売機能強化支援では、指定団体の組織運営・事業実施のあり方をめぐる議論が活発化していることを踏まえ、必要な対応協議、指定団体等への情報提供、研修会の開催、効率的な事業運営などの支援を行う。

指定団体の品質管理体制支援では、全国・地域での生乳生産段階及び流通段階における安全・安心を実現するための取組みに対する支援を行う。また、23年度に厚生労働省に要請した乳等省令（比重基準）改正の実現に向け必要な対応を講じるとともに、品質管理に係る各種規制の動向を把握し指定団体等へ情報を提供する。さらに、「BSE対策及び残留農薬対応酪農互助基金」を準備するとともに、法定伝染病や自然災害の発生に備えて、国家等の役割を踏まえつつ、業界としての総合的なリスク対応の互助基金創設を検討する。

(4) 国産生乳需要定着化対策

牛乳消費喚起対策事業では、放射性物質に係る牛乳乳製品の安全性に対する消費者の不安や風評を放置した場合、国産牛乳乳製品の需要減少や生乳需給の混乱に波及することが懸念されることから、放射能問題対策を新たな重点事業に位置付ける。また、最終年度となる「MILK JAPAN」運動は、これまでの取組みを効果的に推進するため、中央活動を重点化し、地域活動との一体的展開を強化する。

酪農理解醸成消費者対策事業では、主要新聞や専門誌への掲出、イベントの開催、ホームページの拡充などを通じて酪農啓発情報を積極的に発信するとともに、酪農教育ファーム活動における酪農関係者及び教育関係者との連携、広報誌「ミルククラブ」の内容刷新・配布先拡充、「地域交流牧場全国連絡会」等の活動支援などにより消費者の理解醸成を促進する。

国産ナチュラルチーズの振興では、酪農経営の多様化を目指す生産現場のニーズに対応するため、酪農家を対象にチーズを中心とした乳製品製造研修会を企画・開催する。